

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年4月まで

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。

しかし、国民年金制度が創設された当時から夫婦で国民年金に加入し、それ以後、厚生年金保険の加入期間及び国民年金の免除承認期間を除き、夫が亡くなるまで、私が、毎月、自治会の役員宅に夫婦二人分の国民年金保険料として現金を持参していたので、申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録が未加入となることは有り得ない。

このため、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度が創設された当初から国民年金に加入し、保険料免除承認期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人は保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の夫は、申立期間を含む昭和36年4月から亡くなる前月の56年*月までの国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人が、自身の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、「自治会の役員宅に国民年金保険料として現金を持参していた。」と主張しているところ、申立期間当時から申立人が居住している町では、申立期間当時、町内全域で自治会等の納付組織が整備されていたことが、A県の資料により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間①については、明確な記憶は無いものの、B事業所（現在は、C事業所）に勤務していたものと思われ、また、申立期間②については、当時、異動はあったものの、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主の回答、雇用保険の加入記録、申立人が申立期間②後に勤務していたD事業所（A事業所の関連会社）の申立人に係る個人調査表（写）及び退職金計算書（写）から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和46年1月1日にA事業所本社から同事業所E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和45年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めて

いる上、事業主が資格喪失日を昭和 46 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 45 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人は、昭和 41 年 11 月 30 日に B 事業所を退職したと申し立てているものの、同事業所を退職した日について、明確な記憶は無いとしている。

また、C 事業所は、申立人の B 事業所における申立期間①当時の勤務実態について、人事関係の資料が残っておらず不明としている。

さらに、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 40 年 1 月から 50 年 12 月までに月末に資格を喪失している従業員が、申立人のほかに 7 人確認できる。

加えて、C 事業所は、B 事業所の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、当時の賃金台帳等の資料が残っておらず不明としている上、申立人も、保険料の控除について、明確な記憶は無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社（現在は、同事業所本社事務所）における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時に異動はあったが、A事業所に継続して勤務していたことは確かであり、申立期間当時の給料明細表を転記したメモの中に、厚生年金保険料が控除されたことを示す記載もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA事業所本社事務所作成の申立人に係る経歴証明書（写）により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務（昭和46年8月1日にA事業所B支社から同事業所C工場に異動）していたことが認められる。

そして、A事業所本社事務所の回答及び申立人が申立期間当時の給料明細表を転記したとするメモ（写）により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚

生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和 46 年 7 月 31 日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月ごろから 53 年 3 月ごろまで
60 歳になる少し前に社会保険事務所（当時）から年金の加入記録が送付され、A事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時の給与明細書は残っていないが、当時、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B市内のA事業所に勤務していた。」と供述しているところ、申立人が同事業所の本社又は営業所があったと記憶しているC市には、申立期間当時、D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所があり、申立人が記憶する申立期間当時の事業主及び同僚とみられる者が厚生年金保険の被保険者となっていることが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立人は、申立期間当時、時期は特定できないものの、同事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人が記憶しているD事業所の同僚1人及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる従業員4人は、いずれも申立人に関する記憶が無いとしている。

また、D事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険の事務を担当していたとみられる従業員は、いずれも死亡しており、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間及びその前後の期間（昭和46年5月1日から53年9月16日まで）における健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。